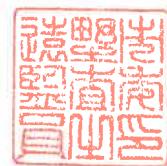


遠野市監査委員告示第9号
令和4年7月11日

令和4年度補助金等監査（令和3年度支出分）の結果に基づき講じた措置について、
令和4年7月11日付け遠財第38号で通知がありましたので、地方自治法第199条第15項の
規定により、当該文書（写し）を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 多田 博子
遠野市監査委員 奥友 康悦





遠財第38号
令和4年7月11日

遠野市監査委員 様

遠野市長 多田一彦



令和4年度補助金等監査（令和3年度支出分）の指摘事項に対する措置方針について
(報告)

標記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 指摘事項及び措置方針

- (1) 令和3年度遠野市子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（子育て世帯への臨時特別給付（一括給付金））【市民課】

【指摘事項】

特別給付金支給実施に当たり、当市では先行給付から一括給付することになった。しかし、先行給付分についての要綱は制定されていたが、一括給付する際の要綱が改正されていなかった。

【改善方針】

今後、同様の要綱改正をしたほうがよいと見込まれる案件が生じたときは、速やかに改正等の手続きを進める。

【対応方法】

指摘された要綱は、附則の規定により令和4年5月31日をもって廃止されていることから、特に対応はしていない。

(2) 遠野市農業次世代人材投資資金交付金（経営開始型）【農林課】

【指摘事項】

国の農業人材力強化支援事業実施要綱に基づく交付金であり、令和3年度の要綱改正において、附則に規定されるべき事項が規定されていないことから、早急に要綱を整理されたい。

【改善方針】

早急に要綱の整理及び改正を行う。

【対応方法】

国の農業人材力強化支援事業実施要綱及び間接補助者である県の要綱等と照らし合わせ、市補助要綱の整理をし、必要部分においては改正を進める。



担当	総務企画部財政課 菊池 (内線 810-224)
----	-----------------------------